

# 商店街の空き店舗で、 開業にかかる経費の一部を 補助します！

開業後、専門家による経営相談を実施



## 申請対象

商店会が希望する業種及び営業時間で開業する、  
個人・中小企業・商店会・各種団体（社会福祉法人、NPO法人等）

### <補助を受けるための主な条件>

令和8年3月1日から令和9年2月28日までに開業し、次のいずれかを満たす方

- ① 個人、中小企業者のうち、（公財）横浜企業経営支援財団の実施する「ワンストップ経営相談」を利用し、事業計画を策定した方
- ② 個人、中小企業者のうち、「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する方
- ③ 以下の条件のいずれかを満たす方  
ア （公財）横浜企業経営支援財団「横浜ビジネスグランプリ2025」において、ファイナルに選出されたプランで開業する方  
イ 横浜市都市整備局「ヨコハマ市民まち普請事業」の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する方
- ④ 自らの地域で開業する商店会

※その他、1年以上継続して事業を行うこと、開業エリアの商店会に加盟することなどの条件があります。

## 補助限度額

50万円

## 補助率

2/3

## 補助対象経費

- ・店舗賃貸借契約書で定められている初期費用（前払い家賃、礼金等）
- ・賃貸借契約日から申請日までに支払った家賃

### ※補助対象外経費

店舗賃貸借契約書で定められている初期費用のうち償還されるもの仲介手数料、消費税及び地方消費税、商店会への会費・入会費、振込手数料、賃貸借契約書に定めのない経費



当補助金のご申請には  
**脱炭素取組宣言**

を必須としています。

取組宣言は  
こちらから

3分ほどで完了します



# 事業の流れ

補助条件①の方  
経営相談の利用

(1) IDEC横浜の「**ワンストップ経営相談**」  
にお申込み

★申込フォームの連絡事項に  
「商店街空き店舗開業支援事業補助金申込のための  
利用」と記入



お申込はこちら

(2) 経営相談を利用し、  
相談内容確認シート（第6号様式）を記入

開業前の事前相談

開業2週間前までに実施

締切：**令和9年2月12日（金）**



事前相談  
申込フォーム

賃貸借契約

開業

申請書の提出

開業後60日以内に提出

締切：**令和9年3月1日（月）**

補助金交付決定  
兼交付額確定

請求書の提出

請求書受理後、30日以内  
にお支払いします。

補助金のお支払い

IDEC横浜の専門家出張相談の「**エキスパート面談**」  
にお申込みの上、**交付決定兼交付額確定日から**  
**6か月以内**にご利用ください。

経営相談の利用



お申込はこちら

- ★申込フォームの相談場所は原則「訪問」を選択
- ★申込フォームのご不明点・連絡事項等に  
「商店街空き店舗開業支援事業補助金の開業後の経営相談」  
と記入
- ★経営相談の日時が決定したら、商業振興課へ  
実施日程を連絡
- ★商業振興課職員が同席の上、経営相談を実施

横浜市経済局商業振興課

☎ 045-671-3488

✉ ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

お問合せ先

商店街空き店舗開業支援事業



事業ウェブページ